結ぶ線、同港瀬の上防波堤先端から真南に引いた延長線上の護岸を結ぶ線、須子漁港１号防波堤先端と同港樫の戸防波堤先端を結ぶ線、天草港（赤崎港区）東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、天草港（上津浦港区）北防波堤先端と同港１号防波堤先端を結ぶ線、天草港（下津浦港区）東防波堤先端と同港西防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端から真南に引いた延長線上の護岸を結ぶ線、天草港（茂木根港区）茂木根防波堤先端と同港茂木根突堤３号先端を結ぶ線、美の越漁港１号防波堤先端と同港２号防波堤先端を結ぶ線、島子漁港（小島子）８号防波堤先端と同港14号防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端から真南に引いた延長線上の護岸を結ぶ線、同港10号防波堤先端と同港11号防波堤先端を結ぶ線、島子漁港（大島子）１号防波堤先端、同港３号防波堤先端と同港４号防波堤先端を結ぶ線、志柿漁港１号防砂堤南端、同港１号防波堤先端と同港２号防波堤先端を結ぶ線、本渡港大矢崎防波堤先端と同港大矢崎北防波堤先端を結ぶ線、同港本渡防波堤基部と同港南川防波堤先端を結ぶ線、佐伊津漁港３号防波堤先端と同港６号防波堤先端を結ぶ線、御領漁港Ａ－１－31号防波堤南端と同港２号防波堤先端を結ぶ線、大島漁港（五和）１号防波堤先端と同港大島２号防波堤先端を結ぶ線、鬼池港外港防波堤先端と同港内港防波堤先端を結ぶ線、宮津漁港１号防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）（有明海ロ）

○東北地方整備局告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十九年東北地方整備局告示第五十七号おつ都市計画道路事業一・五・一号おつ横浜線

三　事業施行期間　自平成二十九年三月六日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十九年東北地方整備局告示第五十七号の事業地のうち青森県上北郡横浜町字林ノ脇、字太郎須田、字三保野及び字上イタヤノ木地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成二十九年東北地方整備局告示第五十七号の事業地のうち青森県上北郡横浜町字林ノ脇及び字三保野地内において事業地を変更する。

○東北地方整備局告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第二千五十号八戸都市計画、六戸都市計画及び五戸都市計画下水道事業馬淵川流域下水道（馬淵川処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十六年十二月二十二日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年東北地方整備局告示第百八号気仙沼都市計画道路事業三・四・四号片浜鹿折線

三　事業施行期間　自平成二十六年七月十八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年東北地方整備局告示第八十八号石巻広域都市計画道路事業三・四・百十三号矢本門脇線

三　事業施行期間　自平成二十六年四月十七日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし